[事案 2021-77] 就業不能給付金支払請求

• 令和 4 年 1 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

新型コロナウイルス感染により自宅療養したが、就業不能給付金が支払われなかったことを 不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

新型コロナウイルスに感染し自宅療養となったため、令和2年5月に契約した就業不能保険にもとづき、短期就業不能給付金を請求したところ、就業不能状態の日数が約款に定める支払事由(14日間)を満たしていないとして支払われなかったが、以下の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1) 新型コロナウイルスの検査結果の出た日に、保険会社のコールセンターに給付条件の確認をした際、担当者の説明が不十分で、誤案内ともとれる説明があった。
- (2) 当該保険会社が、多くの保険会社と算定基準日が違うことに、世間一般的に違和感がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 短期就業不能給付金の支払事由は発生していない。
- (2) コールセンターの職員は、正確かつ分かりやすい説明をしており、対応に何ら問題はない。
- (3)他社の対応は、本件申立を基礎づける理由とはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、短期就業不能給付金の支払事由に該当せず、その他保険会社に指摘すべき 特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終 了した。